

2015 / 4 / 14

省エネ機器設備導入支援事業に係る注意事項

水漁機構事業部

今年度（27年）事業を実施するに当たり、次の基本的注意事項を確認して事業を行ってください。

1. 本事業の対象者は、東日本大震災により漁船・漁具（漁業用機器設備も含む。）に被害を受け、機器の導入を希望する漁業者であり、複数の経営体の5人以上の漁業者でグループを構成してください。
2. 導入する機材は一人1機種1台とします。また、省エネの観点から、漁船用エンジン（船内機・船外機）は同等程度の馬力の機関換装とし、著しい馬力の増加は認められません。
3. 機器の見積書の内容で、一式いくらの記載は認められません。どのような工事内容かを詳しく見積書に記載してください。また、見積書には「値引き、下取り、スクラップ（有価）」も記入してください。
4. 機器、数量、構成員等が変更になる場合は、事前に水漁機構へ連絡をお願いします。連絡が無く、事後報告の場合、本助成金が受けられなくなる事もあります。
5. 年度内精算が原則となります。
6. 過去に、本事業で助成を受けた漁業者は対象になりません。

お問い合わせ先

本事業についてのご相談は、水漁機構事業部専任指導員露崎まで